

要 望 書

文部科学大臣 平野 博文 殿

2012年4月13日

バイオハザード予防市民センター

<http://www.biohazards.jp/>

代表幹事 新井 秀雄

今回の事故によって発覚した武田薬品湘南研究所（以下、武田湘南研と略）にあるバイオ施設の構造的欠陥は、早急に改善される必要があり、一方その改善が実現するまでの間は、当該施設における操業は停止されるべきである。したがって関係機関各位におかれては、武田湘南研に対して、構造的欠陥の改善およびその改善が実現するまでの間、当該施設の稼働停止を厳守することの指導と監督を、責任をもって遂行されることを強く要望する。

今回の武田湘南研の事故によって、法定4階（約12メートル）に相当する落差の距離を5階にあるバイオ施設（低温実験室）の「流し」から実験終了後の材料を未滅菌の状態のままに水道水とともにパイプ配管内を押し流して1階にある貯留槽に導き、この貯留槽に一定の分量が集積されたときに隣接する高圧滅菌器へ移送し、この段階で初めて滅菌操作がなされる構造になっていることが発覚した。しかも、この1階にある貯留槽には、実に研究所内の三十数箇所の「流し」から未滅菌状態の実験後材料が集中する構造になっていることも判明した。武田湘南研の言い分では、各「流し」が設置されているバイオ実験施設およびこの各「流し」のパイプ配管が最終的に集中する1階の貯留槽（および高圧滅菌器）が設置されている部屋区域を一体とみなす、とりわけこの三十数箇所からのパイプ配管とその配管の走る空間（パイプ配管の収容部分）を含めて全て一体となるバイオ実験施設構造とみなすとのことである。

今回の事故で判明した重大事は、三十数箇所の「流し」のパイプ配管内を未滅菌の実験後材料の押し流しによって未滅菌の遺伝子組換え体等の微生物材料による汚染が生じ、このパイプ配管内汚染状態が多岐に渡る配管によって互いに連結している構造となっていることである。したがって、三十数箇所に渡るパイプ配管連結構造によって各「流し」からの遺伝子組換え体等を含む未滅菌微生物材料の混合が常態化し、しかもパイプ配管により12メートル余の落差距離が未監視の状態に放置されている構造は、バイオハザード防止をはかる安全対策上あまりに非常識である。

バイオ施設内でのバイオ実験は、バイオハザードを防止するために①実験終了後は、直ちに実験材料を滅菌処理すること。②その滅菌処理は、実験が行われた実験室内部で

(その室内に設置された高圧滅菌器等で)行われること。すなわち、バイオ実験のために制限された実験室区域外へ未滅菌状態のまま持ち出すことは禁止される。例えば、菌株等をやむを得ず実験室外へ持ち出す場合には、厳重な封印処置が必要とされる。途中で転倒したりする可能性を想定して、それはさらに特別な搬送用構造体に厳重に封じ込めた状態で運搬されなければならない。したがって、パイプ配管内を未滅菌のまま落下搬送させる構造は、全く無謀である。武田湘南研は、バイオ実験施設の設計段階で既に問題のあった施設構造と考えられる。③実験終了後に可及的速やかに行う滅菌処理は、その実験を遂行した当の実験者本人が責任をもって自分自身で実行するか、またはその実験者の監督下に実行させる。そして、滅菌終了をその実験者自身が必ず確認しなければならない。これらは、いずれもバイオハザード防止上ごく基本的な順守事項である。今回の武田湘南研のごとき欠陥構造のバイオ施設が実際に本邦で稼働していたという事態は、全く予想外のことでありバイオハザード防止の対策上由々しい事と言わざるを得ない。

今現在、バイオハザード防止上で緊急を要することは、このような武田湘南研の欠陥構造のままではバイオ実験を再開させないことである。つまり、この欠陥構造が解消(改善)されるまでは当該施設でのバイオ実験は停止されて当然である。

具体的には、少なくとも、武田湘南研の各バイオ実験室内に高圧滅菌器等が設置されて実験後の材料を直ちに滅菌できる体制が完備されるまでは実験を再開してはならないと考える。実験材料が5リットル、10リットルに達する容量であっても現在市販されている高圧滅菌器で十分対応できるから、早急に各バイオ実験の規模に応じて各実験施設内に高圧滅菌器を導入すべきである。文部科学大臣におかれては、この点の改善が実現するまでの間、当該施設でのバイオ実験稼働の停止を指導監督されるようバイオハザード予防市民センターとして強く要望する次第である。

以 上